

# 令和6年度 唐津市スポーツ・文化合宿等助成事業【Q&A】

## 第2版

第1版 令和5年12月1日

第2版 令和6年4月1日

\*変更点は青文字\*

## 令和6年度 唐津市スポーツ・文化合宿等助成事業 Q&A

### 【助成の対象や条件について】

#### Q01 旅行会社は申請できるのか？

A01 旅行会社の方は申請できません。団体（組織）や個人といった主催者・参加者のみが利用できる助成金です。

#### Q02 合宿しか対象とならないのか？

A02 合宿以外でもスポーツ大会や文化的な大会（茶道やコーラスの大会等）、また学術的な会議・研修会などの宿泊も対象となります。

#### Q03 連泊も対象になるか？

A03 対象になります。

#### Q04 助成の対象となる期間は？

A04 令和6年4月1日の泊りから令和7年3月30日の泊りまでです。  
\*令和7年3月から4月を跨ぐ場合も3月30日泊までが対象です。

#### Q05 選手や参加者以外の応援団の宿泊も助成の対象になるのか？

A05 応援団の宿泊も助成の対象となります。

#### Q06 唐津市内での宿泊はコテージや民宿等でもいいのか？

A06 旅館業法に基づく「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」の許可を得た、1泊3000円以上の施設利用のみが助成の対象施設となります。

\*簡易宿泊所には、ユースホステル・ゲストハウス・民宿・ペンション・山小屋・ロッジ・コテージ・バンガロー・トレーラーハウス等があります。

\*キャンプ(旅館業法に該当しないキャンプ)や民泊は助成対象外です。

#### Q07 林間学校やふれあい合宿等の学校行事は対象となるのか？

A07 スポーツや文化系の合宿や大会等が対象です。通常の学校行事は対象外です。

【助成の金額について】

**Q08 助成金の額および助成金の上限は？**

A08 助成金の額は宿泊した延べ泊数に 1,500 円を乗じた額です。但し、1 申請あたり上限 30 万円で、1 申請者あたり年度内 2 回までです。

【助成の申請・実績報告書について】

**Q09 助成の申請はいつまでにすればいいか？**

A09 宿泊前日までに申請がなされ受付番号が付与されていることが条件です。事後申請は認められませんのでご注意ください。

**Q10 申請書等に押印は必要か？**

A10 申請書等に押印は不要でメール添付や FAX での提出でかまいません。但し、宿泊証明書（様式 3-2）のみは、代表印（宿泊施設の公印又は角印）が押印されていることが必要です。なお、宿泊証明書（様式 3-2）や請求書（様式 5）も含め、PDF 化のうえメール添付で提出が可能です。

**Q11 申請書を提出後、中止になった場合どうすればよいか？**

A11 中止が判明した時点で速やかに様式 2 で取下の申請書を提出してください。

**Q12 宿泊証明書の様式は任意フォームでもいいか？**

A12 添付様式（様式 3-2）もありますが任意フォームでも結構です。その場合、団体名、宿泊日、宿泊料金（税込み）、宿泊人数がわかるように記載されており、発行した宿泊施設の押印が必要です。

**Q13 助成金の申請から請求までのおおまかな流れはどうなっているのか？**

A13 以下の流れとなります。

①利用申請書（様式 1）を観光協会へ提出、受付番号をもらいます。

\*メールに PDF で添付、又は FAX での申請も可です。

②合宿等終了後 30 日以内、又は令和 7 年 3 月 31 日までのいずれか早い日迄に実績報告書（様式 3-1）・宿泊証明書（様式 3-2）を協会へ送付します。

\*メールに PDF で添付、又は FAX での報告も可です。

\*宿泊証明書（様式 3-2）のみは、代表印（宿泊施設の公印又は角印）が押印されていることが必要です。

③協会内で審査のうえ、問題がなければ確定通知書（様式 4）を発送します。

\*メールに PDF 添付して送ります。

④確定通知書が届いたら請求書（様式5）に記入のうえ、観光協会あて提出してください。

\*メールにPDFで添付する等、請求書の電子化も可とします。

\*請求書に公印（角印）の押印がなくとも可とします。

⑤内容を確認のうえ協会から振込がなされます。

\*振込先は日本国内の銀行で口座に限ります。